

譲渡資産について



令和2年2月26日

1 ガス局が有する資産等の概要

本市ガス事業が有する資産等

固定資産

- 販売目的でなくかつ継続的に会社で使用することを目的とする財産のことを指す。
- 土地、庁舎、その他製造設備、電話権、共同溝利用権、株式等が該当。

流動資産

- 会計における資産のうち、通常1年以内に現金化、費用化ができるもの（1年基準）を指す。
- 現金及び預金、売掛金・未収金、製品、原料等が該当する。

固定負債

- 通常の営業活動以外で発生する債務のうち、返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来しないもの（1年基準）
- 企業債、リース債務、退職給付引当金、特別修繕引当金等が該当する。

流動負債

- 企業の主目的たる営業取引によって発生した債務や貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来する債務等。
- 企業債、リース債務、買掛金・未払金、賞与・法定福利費引当金等が該当する。

2 譲渡資産の基本的な考え方

民営化の手法（民営化計画より抜粋）

(6) 譲渡資産

事業譲渡時点において所有し、事業の実施に当たり本市ガス局が必要と考える資産については、原則として譲渡する。

(7) 契約等

事業譲渡日以降も履行期間等が残る、事業に関する既存の契約・覚書等については、原則として当該契約等に係る事業者の地位を事業継承者が継承する。



- 「事業の実施に当たり本市ガス局が必要と考える資産」とは、事業譲渡時点において、本市ガス局が所有しているすべての資産を指すものではない。
- 港工場やそれに伴う原料契約の取り扱いについて、明確に整理しておく必要がある。
- 現時点で本市ガス局が所有している資産には、未利用地や都市ガス事業と必ずしも合わせておく必要がない資産等も含まれており、譲渡対象に含めるか否か、慎重な検討を要するものもある。

3 港工場等の取り扱いについて

- ▶ 本市における都市ガスの供給にとって、港工場は、原料であるLNGの受け入れと製品ガスの製造を行う上で必須となる付臭・熱調設備を有する要の施設であり、「事業の実施に当たり本市ガス局が必要と考える資産」であると考えます。
- ▶ パイプライン等、他のソースを利用した供給も、想定されるところであるが、事業譲渡時点においては、港工場からの供給が安全・安心な都市ガスの安定供給に最も資するものと考えられる。
- ▶ 港工場の運用は、マレーシアからの原料調達契約と表裏一体となっている。



- 港工場は、譲渡対象資産に含めるべき資産であると考えます。
- 港工場を譲渡対象に含める場合には、港工場へ着船可能なタンカー(アマンセンダイ)による原料の受け入れが現実的な選択肢であることから、マレーシアからの原料調達契約を事業継承者に引き継ぐべきと考えます。

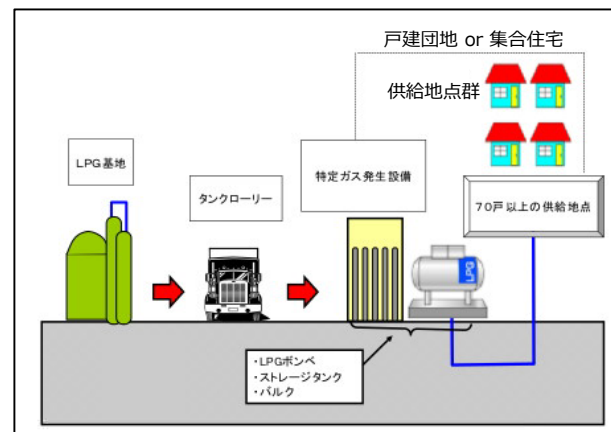
4 簡易ガス事業の取り扱いについて

- 簡易ガス事業(※)は、都市ガスの未普及地域について、簡易ガスによるLPガスの供給を行っているが、事業開始から赤字が続いている。
- 簡易ガス事業の譲渡にあたっては、譲渡先として、都市ガス供給を行う一般ガス導管事業者よりも、LPガス供給を既に行っている簡易ガス事業者の方が、事業に対する親和性が高く、より効率的な事業運営が可能であると考えられる。



※簡易ガス事業について

- 一般の需要に応じ、簡易なガス発生設備により、ガスを発生させ供給する事業で、ガスの供給する地点の数が70以上のもの。
- 本市においては、市内外合わせて、8か所で当該事業を実施しており、需要家数は約1,500戸程度。



第6回 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
ガスシステム改革小委員会 資料4

- 簡易ガス事業については、都市ガス事業の譲渡とは、別途進めるものと整理すべきと考える。

5 その他の固定資産について①

- 土地建物やガス製造設備等の有形固定資産については、ガス事業の運営に必須のものとして、基本的には譲渡対象になるものとする。
- ただし、未利用地や都市ガス事業と必ずしも合わせておく必要がない資産等については、課税等、事業継承者の負担を徒に増加させるものであることから、譲渡対象から外すものとする。
- 無形固定資産、投資その他資産については、資産を譲渡対象に含むものとして進めたいと考える。

対象	譲渡対象	譲渡額包含	備考
有形固定資産	○ ※一部例外有	含む	土地建物、車両 等
無形固定資産	○	含む	電話権、共同溝利用権 等
投資その他資産	○ ※一部例外有	含む	出資会社の株式 等

5 その他の固定資産について②

(1) 未利用地等

- 以下の未利用地については、譲渡対象外として検討を進めたい。
- 例えば、多賀城供給所用地は、稼働中のガスホルダー及び整圧器が設置されているものの、広大な敷地の一部のみであるため、譲渡対象外としたい。現在稼働中のガスホルダー等の設置個所については、本市から土地貸借で対応することを想定。

区分	対象
未利用地（10か所程度）	<ul style="list-style-type: none">• 泉パークタウン用地（8,937㎡）• 名取用地（20,041㎡）• 西仙台用地（15,759㎡） 他
事業に供する価値・効果が低い用地（数か所）	<ul style="list-style-type: none">• 多賀城供給所用地（46,785.㎡）• 幸町本庁舎用地の一部 他

5 その他の固定資産について③

(2) サービスセンター

- 本市では、主に料金収納等を担うお客様窓口として、将監サービスセンター、西中田サービスセンターの2か所を開設している。
- 口座振替やクレジットカード決済等、料金支払方法が多様化していく中で、直接窓口で支払うお客さまは減少傾向にあり、設置した当初求められていた機能の必要性は低下してきているものと考える。

(3) 仙台市ガス局ショールーム「ガスサロン」

- 料金収納を行う窓口のほか、ガス機器の展示販売、料理教室等が実施され、ガスの普及・啓発等の役割を担っている。
- 他方、ガスサロンには、本市の子育て支援施設が併設され、公共性の高い施設となっており、譲渡資産の対象とした場合に、事業継承者の経営方針如何によっては、子育て支援施設が継続して運営できなくなる可能性がある。



- 以上のような理由から、サービスセンター及びガスサロンについては、譲渡対象外と整理したい。